

## 仕様書

### 1 業務の名称

令和3年度ビジネスパーソン向け産学官連携の取組に関するタイアップ記事作成・掲載・情報分析報告業務

### 2 目的

農林水産省では、農林水産・食品分野に他分野のアイデア、技術等を導入し、新たな商品化・事業化に結びつけていくために、『「知」の集積と活用場』を開設し、オープンイノベーション、産学官連携の取組を推進している。

こうした取組には、農林水産・食品分野に限らず様々な分野、業界の企業などの理解及び参画が必要であるため、『「知」の集積と活用場』の取組や成果等を戦略的に広報展開することが重要である。

本業務では、『「知」の集積と活用場』でのオープンイノベーション、産学官連携の取組や、『「知」の集積と活用場』の中で活発に活動する研究開発プラットフォームの事例を紹介するタイアップ記事を作成し、様々な業種のビジネスパーソンを主な読者とするWEBサイト及び月刊誌等に掲載することで、農林水産・食品分野に限らず様々な分野、業界の企業などへの理解促進や取組への参画促進を図る。

### 3 業務内容

#### 1) 企画

- ① 受注者は、農林水産省が進めるオープンイノベーション、産学官連携の取組への理解促進、『「知」の集積と活用場』への参画促進に資するタイアップ記事の構成、原稿を作成すること。

なお、作成に当たっては、農林水産技術会議事務局研究推進課担当者（以下「担当者」という。）と協議すること。

- ② 受注者は、契約締結後速やかに担当者と協議の上、タイアップ記事の構成案を提示すること。
- ③ 受注者は、タイアップ記事掲載に付随する連絡調整、取材、撮影、編集を行うこと。

#### 2) オンラインサイト

##### (1) オンラインサイトへの掲載

- ① タイアップ記事の掲載は、IT、情報通信、各種製造業、金融業など、農林水産・食品分野に限らず様々な分野、業界に従事しているビジネスパーソンを主な読者層とする経済ビジネス誌が運営するオンラインサイトであること（1サイト）。
- ② 月間ページビュー数が3,500万以上あり、社会的に影響のあるビジネスパーソン向けオンラインサイトであること。
- ③ タイアップ記事のオンラインサイト掲載に係る全ての費用は受注者が負担すること。

## (2) 掲載本数・時期

- ① タイアップ記事の掲載は(3)①のテーマ2本とすること。
- ② タイアップ記事の掲載時期については、2本ともに令和4年1月末までに掲載することを予定しているが、具体的な掲載日は、担当者と協議すること。
- ③ タイアップ記事を掲載した翌開庁日までに掲載した旨を担当者にメールで連絡すること。
- ④ タイアップ記事の掲載後5開庁日以内に、2本のタイアップ記事のURLを国内外で農林水産・食品分野に限らず様々な分野、業界で活躍するビジネスパーソンを対象とした20万人程度のメールマガジンに挿入すること。

## (3) タイアップ記事原稿作成

- ① タイアップ記事のテーマは以下を予定しているが、受注者は担当者と協議すること(2本)。
  - (ア) 農林水産省で推進するオープンイノベーション、産学官連携の取組
  - (イ) 『「知」の集積と活用』の研究開発プラットフォームの活動事例
- ② 各テーマについて(4)の取材に基づいて、各2,500文字程度のタイアップ記事原稿を執筆すること。
- ③ タイアップ記事原稿は取材、写真撮影、記事構成、原稿作成及びオンラインサイト掲載の必要な知識と技能の知識を有する記者又はライターが作成すること。
- ④ タイアップ記事原稿に必要な写真は、取材又は打合せ等の際に受注者が撮影すること。
- ⑤ 各タイアップ記事原稿には、担当者から提供する写真や資料等のデータとともに、受注者が取材時に撮影する写真と合わせて、タイアップ記事原稿に相応しい写真やグラフデータを作成すること。
- ⑥ タイアップ記事原稿は担当者の確認を各記事について初稿、第2稿、最終稿の3回受けること。
- ⑦ タイアップ記事原稿作成に係る全ての費用は、受注者が負担すること。

## (4) 取材

- ① 受注者は、取材を(3)①のテーマごとに行うこと。
- ② 受注者は、本業務の取材、撮影に当たって、担当者と日程調整のうえ、取材先に関する打合せ等を行うこと(オンライン可)。
- ③ 受注者は、取材に当たり、取材先と調整の上、取材を行うこと(取材は原則対面とするが、対面が困難な場合は担当者にあらかじめ確認、了承を得たうえでオンライン等に変更することも可とする)。
- ④ 取材対象者は担当者との協議の上選定すること(取材対象者は1者/本、計2者を想定)。
- ⑤ 取材に係る諸経費は、受注者が支払うものとする。
- ⑥ オンライン取材となる場合は、受注者がオンライン取材の会場、ネットワークなど必要な機器、環境を提供すること。

### 3) 月刊紙等

#### (1) 月刊誌等への掲載

- ① 2) で作成したタイアップ記事を、3) (1) ②に基づいて作成し、IT、情報通信、各種製造業、金融業など、農林水産・食品分野に限らず様々な分野、業界に従事しているビジネスパーソンを主な読者層とする月刊経済ビジネス誌等（月刊でない場合は月1回以上発行している雑誌）に掲載すること（1誌を想定）。月刊経済ビジネス誌等は、日本全国に展開する5万部以上の発行部数を持つ、社会的に影響力のあるものであること。
- ② 月刊紙等へ掲載するタイアップ記事は、2) でオンラインサイトに2本掲載する記事を統合し、見開き1ページ（A3用紙1枚分）に収まるように、それぞれの記事の要点を中心にまとめ、1つの記事を作成すること。
- ③ タイアップ記事原稿は担当者の確認を3回程度受けること。
- ④ タイアップ記事原稿は取材、写真撮影、記事構成、原稿作成及びオンラインサイト掲載の必要な知識と技能の知識を有する記者又はライターが作成すること。
- ⑤ タイアップ記事の月刊誌等への掲載に係る全ての費用は受注者が負担すること。

#### (2) 掲載回数・時期

- ① タイアップ記事の掲載は、1回（想定）とすること。
- ② 掲載時期については、令和4年2月を予定しているが、具体的な掲載日は、担当者と協議すること。

### 4) タイアップ記事掲載後の情報分析及び報告

#### (1) 情報分析

受注者は、2) (1) オンラインサイトに記事を掲載後、以下項目データの集計、情報分析を行うこと。なお、2) の (2) ①の2本の掲載記事（計2回分）についてそれぞれ集計すること。

- ①掲載期間
- ②PV 合計
- ③1日平均PV
- ④URL 誘導クリック数合計
- ⑤ページ遷移率
- ⑥閲覧ユーザー属性（参照元、デバイス、年代、性別など）
- ⑦閲覧ユーザー組織リスト

#### (2) 報告

- ① (1) のデータをまとめた最終報告書を担当者に提出すること。  
提出部数 1部
- ② (1) の最終報告書は PDF データで CD-R 又は DVD-R 等に収録して提出すること。  
提出部数 2部

なお、電子媒体については、ファイルに別途協議したパスワードを設定すること。また、ウイルス対策を行った上で収録し、ウイルス対策に関する情報（ウイ

ルス対策ソフト名、ウイルス名義、チェック年月日) を記載したラベルを貼り付けること。

#### 4 納品物等

##### (1) 納品物

3の3)の(1)でタイアップ記事が掲載された月刊経済ビジネス誌等 5部  
3の4)の(2)で作成した最終報告書 紙1部及び、CD-R又はDVD-R2部

##### (2) 納入場所

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局 研究推進課

#### 5 履行期間

契約締結日から令和4年3月15日(火)までとする。

#### 6 業務体制

- (1) 受注者は、総括する責任者を置き、担当者、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、当該業務の従事担当者を確保し、取材、写真撮影、記事構成、原稿作成、及びオンラインサイト掲載の必要な知識と技能を有しているものであること。
- (2) 契約締結後、業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- (3) 業務の進捗状況の報告を、担当者の求めに応じて行うこと。業務着手の前段階や成果報告書の取りまとめ段階においては、あらかじめ担当者と十分な打合せを行い、円滑な執行に努めること。なお、打合せを行った際は、その打合せ内容等を記録した記録簿を速やかに作成し、担当者に提出するものとする。
- (4) 取材、打合せ等の日程については、随時、担当者と協議しながら実施すること。
- (5) 成果物の品質について、納品前に担当者の承認を得ること。
- (6) 業務の完了後はすみやかに業務完了届を提出すること。

#### 7 著作権

- (1) 受注者は、成果品にかかる一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条第1項に規定する権利及び第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)を、成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡することとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受注者は、農林水産省が納入成果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合

において第三者に二次利用させる場合は、原作者の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受注者と協議してその利用の取り決めをするものとする。

- (4) この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等及び肖像権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

## 8 情報セキュリティに関する事項

### (1) 秘密の保持

本業務に関連して入手した資料及び業務上知り得た個人情報を含む全ての情報については、本業務実施中はもとより終了後においても秘密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏えいを確実に防止する措置を講ずること。

### (2) 利用及び提供の制限

受注者は、担当者の指示又は承諾がある時を除き、本業務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### (3) 複写等の禁止

受注者は、担当者の指示又は承諾がある時を除き、本業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (4) 再委託の取扱い

受注者は、担当者の指示又は承諾がある時を除き、本業務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとして、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。

ただし、本業務の一部を第三者へ委託する場合は、事前に担当者に相談し、承諾を得ること。

### (5) 事案発生における報告

本業務に関連して入手した資料と業務上知り得た個人情報を含む全ての情報が紛失や盗難等による第三者への情報漏えいの発生又は、その恐れがある場合は、直ちに担当者へ報告すること。また、当該事案についての事実調査を行い、漏えいした情報の内容、原因、再発防止等について書面をもって報告すること。

### (6) 資料等の返却

受注者は、本業務を処理するために発注者から貸与された資料等については、本業務終了後又は契約解除後速やかに担当者に返却しなければならない。

### (7) 管理の確認等

発注者は、受注者における本業務上知り得た個人情報を含む全ての情報の管理状況について適時確認することができる。また担当者は必要と認めるときは、受注者に対し、本業務上知り得た個人情報を含む全ての情報の取扱い状況について報告を

求め、又は検査することができる。

(8) 従事者への周知等

受注者は、その従事者に対し、在職中又は退職後においても本業務に関して知り得た個人情報を含む全ての情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は本業務の目的以外に使用してはならないことなど、情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守させること。

9 その他

- (1) 受注者は、別紙「農林水産省の広報に関するガイドライン」の規定を遵守すること。
- (2) 契約締結後、速やかに担当者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 契約締結後、速やかに本業務を履行できる体制を設けると共に、作業に先立ち本業務の履行に当たって適切な実施体制を提案し、その理由を説明すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、担当者と随時打ち合わせを行い、また、担当者の問い合わせ等に対し、迅速に対応すること。
- (5) 本業務の実施に当たって生じた旅費、消耗品等の諸経費については、受注者が負担すること。
- (6) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたときは、担当者と協議を行うこと。
- (7) 本業務に関する基準言語は、日本語とする。
- (8) 本業務に係る費用は、正当な請求書を受理してから 30 日以内に支払うこととする。

## 農林水産省の広報に関するガイドライン

平成 27 年 10 月 1 日制定

平成 28 年 12 月 9 日改正

令和 2 年 1 月 10 日改正

### 1 目的

このガイドラインは、農林水産省が、広報物等の企画、制作又は発信のために外部に委託する事業又は発注する業務（以下「広報事業等」という。）において、受託者又は受注者（以下「受託者等」という。）が遵守する事項を規定することにより、広報の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 対象

このガイドラインの対象となる広報物等は、各種媒体への広告、看板、垂れ幕、Web サイト、ソーシャルメディア、動画、広報誌・情報誌、ポスター、パンフレット・リーフレット、ちらし、その他広報を目的として企画、制作又は発信するものとする。

### 3 受託者等が遵守する事項

広報事業等の受託者等は、以下の各事項を遵守すること。

#### (1) 著作権等の取扱いに関する事項

著作権等の取扱いについては、以下のとおりとする。ただし、下記イからエについては、写真等（動画については引用映像も含む。）の使用が見込まれる印刷物又は動画（以下「印刷物等」という。）について適用するものとし、当該印刷物等について、第三者が権利を有する写真等の素材が使われることが想定される場合の使用期間並びに当該印刷物等のインターネット配信等を行う場合の利用期間及び利用手段については、広報事業等の仕様書において、別に定めるところによるものとする。

ア 受託者等は、広報事業等によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- イ 受託者等は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ウ 受託者等は、農林水産省が第三者が権利を有する著作物を含む納入成果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させるときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、農林水産省は受託者等と協議してその利用の取決めをするものとする。
- エ 広報事業等に係る契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責めに帰すときを除き、受託者等は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は、係る紛争等の事実を知ったときは、受託者等に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者等に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

## (2) 表現内容等に関する事項

受託者等は、広報物等において、

- ① 法令に抵触する行為を容認していると受け取られるような表現内容
  - ② 法令に抵触する事業活動や宣伝等を行っている事業者又はその事業者が販売する商品やサービスを好意的に紹介するような表現内容
  - ③ 農林水産省の施策の推進に反するような表現内容
- がないか、出稿前に確認を行うこと。その際、別表1の1の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

## (3) 海外向けに作成する広報物等に関する事項

受託者等は、海外向けに企画、制作又は発信される広報物等については、別表1の2の右欄に掲げる事項について特に注意すること。また、外国語の広報物等を作成する際の日本語からの翻訳については、誤訳を防止するため、必要に応じネイティブによるチェックを行うなど適切に対応すること。

## (4) ロゴ等に関する事項

受託者等は、広報事業等において、広報物等にロゴ等を用いる場合、別表1の3の右欄に掲げる事項を遵守するとともに、作成した当該広報物等について、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の確認を受けること。



(5) 農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項

農林水産省 Web サイト内に、広報事業等において作成したコンテンツを掲載する場合については、以下のとおりとする。

ア 受託者等は、広報事業等に係る契約後に別途提供する各種マニュアルの記載事項を遵守するとともに、別表 1 の 4 の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

イ 受託者等は、コンテンツ作成の作業開始前に、当該広報事業等を担当する農林水産省職員及び別表 2 に掲げる農林水産省の各機関における Web サイト管理者（ウェブマスター）と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ（数ページ）を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

#### 4 その他

3 の各事項について疑義のある場合は、受託者等は、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の指示に従うこと。

別表 1

項目	特に注意が必要な事項
1 表現内容に関する事項（ガイドライン本文3の(2)関連）	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）第9条第2項に基づく耳標を着けていない牛の写真やイラストの掲載
2 海外向けに作成する広報物等に関する事項（ガイドライン本文3の(3)関連）	<p>(1) 広報物等に日本地図を掲載する場合における北方領土、竹島、尖閣諸島を含む我が国の領土の正しい記載</p> <p>(2) インターネット上の地図情報提供サービスを利用する場合等においては「日本海」（Sea of Japan 又は Japan Sea）の呼称の使用</p> <p>(3) 広報物等における国名及び国旗の記載に当たっては、外務省 Web サイトの情報（<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html</a>）を参考にすること。</p>
3 ロゴ等に関する事項（ガイドライン本文3の(4)関連）	<p>(1) 広報物等において農林水産省ロゴを用いる場合には、農林水産省が別途提供する「VISUAL IDENTITY GUIDELINES」及び「VISUAL IDENTITY GUIDELINES DIGITAL 版」の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 我が国から海外に向けた発信の機会となる見本市、展示会等における広報物等に使用するロゴについて、その政策目的に応じた「ジャパンマーク」を積極的に使用すること。</p>
4 農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項（ガイドライン本文3の(5)関連）	<p>(1) 制作するコンテンツについては、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X8341-3）に準拠したものとする。</p> <p>(2) コンテンツの HTML 化に際しては、専門知識のない職員でも編集が可能となるよう、提供するテンプレート（XHTML1.0+CSS2.0）のデザインに従うこと。また、提供するテンプレートがフルスタイル（XHTML1.0+CSS2.0）にて実現されていることから、テーブルタグを利用したデザインをできるだけ避け、フルスタイルの環境で行うこと。</p> <p>(3) スマートフォンやタブレットでの閲覧者に配慮した画面構成とすること。</p> <p>(4) コンテンツを掲載する前に、XHTML、CSS 及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェックツールを用いること。</p> <p>ア XHTML 検証 <a href="http://validator.w3.org/">http://validator.w3.org/</a></p> <p>イ CSS 検証 <a href="http://jigsaw.w3.org/css-validator/">http://jigsaw.w3.org/css-validator/</a></p> <p>ウ アクセシビリティ検証 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html</a></p>

別表 2

	Web サイト	URL
本省等	農林水産省本省 林野庁 水産庁 農林水産技術会議事務局	<a href="https://www.maff.go.jp/">https://www.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/">https://www.rinya.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/">https://www.jfa.maff.go.jp/</a> <a href="https://www.affrc.maff.go.jp/">https://www.affrc.maff.go.jp/</a>
地方農政局等	北海道農政事務所 東北農政局 関東農政局 北陸農政局 東海農政局 近畿農政局 中国四国農政局 九州農政局	<a href="https://www.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.maff.go.jp/hokkaido/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/tohoku/">https://www.maff.go.jp/tohoku/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/kanto/">https://www.maff.go.jp/kanto/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/hokuriku/">https://www.maff.go.jp/hokuriku/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/tokai/">https://www.maff.go.jp/tokai/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/kinki/">https://www.maff.go.jp/kinki/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/chushi/">https://www.maff.go.jp/chushi/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.maff.go.jp/kyusyu/</a>
森林管理局	北海道森林管理局 東北森林管理局 関東森林管理局 中部森林管理局 近畿中国森林管理局 四国森林管理局 九州森林管理局	<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/">https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/">https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/">https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/">https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/">https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/</a> <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/</a>
漁業調整事務所	北海道漁業調整事務所 仙台漁業調整事務所 新潟漁業調整事務所 境港漁業調整事務所 瀬戸内海漁業調整事務所 九州漁業調整事務所	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/">https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/">https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/">https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/">https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/">https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/">https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/</a>
その他	農林水産政策研究所 動物医薬品検査所 動物検疫所 植物防疫所	<a href="https://www.maff.go.jp/primaff/">https://www.maff.go.jp/primaff/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/nval/">https://www.maff.go.jp/nval/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/aqs/">https://www.maff.go.jp/aqs/</a> <a href="https://www.maff.go.jp/pps/">https://www.maff.go.jp/pps/</a>